

平成26年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月10日（水）午前10時00分開議

---

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第27

一般質問

---

◎出席議員（17名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	6番	山田和夫君
	7番	黒坂貴行君	9番	岩澤武征君
	10番	阿部君枝君	11番	山谷敬二君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君
	14番	秋元直樹君	15番	高橋義詔君
	16番	一宮龍彦君		

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	新国純一君

---

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	大河原忠宏君
経済部技監	中川原英明君	総務部参与	岡村宏君
総務課長	舟木淳次君	企画課長	加藤俊之君

《平成26年12月10日》

財 政 課 長	鈴 木 光 男 君	保 健 福 祉 課 長	松 橋 行 雄 君
保 健 福 祉 課 主 幹	古 賀 伸 次 君	農 政 林 務 課 長	澤 口 浩 幸 君
商 工 觀 光 課 長	伊 藤 雅 彦 君	建 設 課 長	山 本 善 宏 君
水 道 課 長	久 保 英 之 君	会 計 管 理 者	小 野 寺 健 君
丸 瀬 布 綜 合 支 所 長	小 谷 英 充 君	白 滝 綜 合 支 所 長	荒 井 正 教 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	寒 河 江 陽 一 君
教 育 部 総 務 課 長	大 貫 雅 英 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	伯 谷 和 昭 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	伯 谷 和 昭 君

---

◎議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	太 田 守 君	事 務 局 主 幹	河 本 伸 二 君
庶 務 ・ 議 事 担 当 係 長	小 玉 美 紀 子 君		

---

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、17人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、佐藤議員、阿部議員を指名いたします。

---

◎日程第27 一般質問

- 議長（前田篤秀君） 昨日に引き続き、一般質問をいたします。

通告の順により発言を許します。

通告4番、秋元議員。

- 14番（秋元直樹君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私からは遠軽町特産品の今後の考え方について質問いたします。

現在、遠軽町では、高規格道路が近い将来、遠軽地域まで延長されることを視野に、道の駅の計画があることから、新たな地元産の食材や特産品を開発し、観光などで町外から訪れる方々へのプレゼンテーションも必要な時期に来ていると考えます。特産品の開発については、各地域、各団体等で町村合併前から現在に至るまで、先人の方々の積極的な活動もあり、一定の成果を得られてきたものと思います。

しかしながら、遠軽には、これを買って帰りたい、これを食べて帰りたいというものが他地域に比べて少ないのも事実かと思えます。全国的にふるさと納税が話題となり、特産品が注目される中、遠軽町でも今まで以上に特産品の開発を進めるべきとの観点から、次の2点について伺います。

1点目は、地域の活性化と地場産業の振興を図るため、地域資源や特性を活用した特産品開発を行っている方を対象にした補助金制度を設けてはどうか。

2点目は、現在の4地域の特色を生かした今後の特産品の在り方をどのように考えるか。

以上、2点について伺います。

- 議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

- 町長（佐々木修一君） ー登壇ー

秋元議員からの遠軽町の特産品の今後の考え方についての御質問にお答えいたします。

1点目の、地域の活性化と地場産業の振興を図るため、地域資源や特性を活用した特産品開発を行っている方を対象にした補助金制度を設けてはどうかとの御質問ですが、地域の特産品や食に関しましては重要な観光コンテンツであることは言うまでもなく、観光の

振興にも大きく寄与するものと考えております。

現在、高規格幹線道路遠軽豊里インターチェンジ付近に計画しておりますロックバレースキー場のロッジ建設に合わせて道の駅を整備し、多くの観光客を呼び込み、交流人口の増加を目指したいと考えているところであります。そのためには、既存商品の磨き上げや新商品開発に対するソフト事業にも意を用いていく必要があると認識しております。

御質問の特産品開発に対するまちの補助金制度につきましては、ただいま私が申し上げましたとおり、まちといたしましても何らかの形で応援することを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の現在の4地域の特色を生かした今後の特産品の在り方をどのように考えるかとの御質問にお答えいたします。

現在、遠軽町内には、遠軽産のアスパラガスのエキスを原料とした化粧品や天然蜂蜜、白滝産の白滝じゃがやタケノコ、キノコなどの御飯の素、丸瀬布産のジュンサイや林産加工品など、そのほかにも数多くの特産品があります。御質問の今後の特産品の在り方についてであります。幅広い意味での地域資源と関連付けたお土産品を含めて、これまで以上に物産品の種類を増やしていくことにより、来訪者にとりましても物産品購買の選択肢が増え、結果として地域経済の循環が図られるものと期待を寄せているところであります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○14番（秋元直樹君） 前向きな答弁がいただけたかと解釈させていただきます。

2点目の質問にいたしましては、行政の4地域の今ある資源の今後の考え方を聞き、理解できたので再質問いたしません。

1点目の質問について、なぜ今回、このような質問をさせていただいたのかというと、町民からのニーズがあったからです。生田原地域でも、今そのような動きが現実あります。生田原地域は、昔はキノコや高原黒毛和牛など他地域に誇れるものが少なからずありました。ただ、時代の流れや財政上の理由で、今は黒毛和牛もなくなり、キノコも現在エノキを作って販売する程度にとどまっています。そのような中で、地域の食品を扱う人たちや農家の方々で協力し、白滝じゃがのように生田原地域から胸を張って出していけるものを作っていこうと、今、カボチャの生ケーキを5年後の道の駅に置けるものにするという目標の中で製品化に向け頭を悩ませているところであります。ただ、有志の団体の中でも、やはり知恵はあれど新しく何かを始めるには、宣伝にポスターも出したりしてみたい、ケーキに合う甘いカボチャの品種改良もしてみないかとの声はありますが、活動地盤、活動費がない中で四苦八苦しているのが正直な現況であります。また、来年以降同じ見地から商工会等でも、生田原、丸瀬布、白滝、遠軽の地産物を生かした特産品を作っていこうかという動きも声としてあるのが現状です。そのような現実の声があるのも踏まえまして、視点を変え再度お聞きします。

《平成26年12月10日》

他市町村では、行政も一体になり地域産を全面に出し特産品開発をしている地域も少なくありません。過去、特産品開発について、合併後、町のほうで何らかの形でも製品開発の段階から協力してきた前例はあるのかお聞きします。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの秋元議員の御質問にお答え申し上げます。

合併後、物産品開発に関しまして、まちの支援、協力はあったのかどうかという御質問ですが、新町におきましては、物産品開発に関しましてまちからの支援協力につきましては、金銭的な直接の助成は行っておりませんが、間接的に協力した事例を申し述べさせていただきますと思います。平成17年度に遠軽町枝豆生産組合が生産する枝豆がY E S ! c l e a n 認証の登録を受けたのを機に、まち及び商工会議所におきまして、物産品開発に意欲を持った方々に対しまして原料となる枝豆あるいは枝豆をペーストしたものを提供することによりまして、特産品開発のきっかけづくりを行うとともに試食会も行ってきました。具体的に申し上げますと、例えば、ふじ美製パンのクロワッサン、あるいはエヌケーフーズの枝豆グラタン、それからノルディックファームの枝豆アイスクリーム、そして吉川産業の枝豆入りソーセージなどなどございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 秋元議員。

○14番（秋元直樹君） 過去、そのような補助金などで出したような経緯がないのであれば、なおのこと5年後を視野に入れ、行政と町民の一体感を図りつつ、ぜひ検討を進め、この補助金をどのような形でもいいので制度化し、志がある団体や若い人の特産品開発に対するバックアップになればと思います。多分、行政の方が考えている以上に、町民の方は今回のロックバレー周辺の道の駅の計画に期待し、そこに地域産の特産品が置かれて町外の観光客の方に喜んで買ってってもらえる姿を夢見ていると思います。

最後の質問にさせていただきます。

今まで、先人の方々が地域や団体企業で作ってきた特産品、また、今後この補助金が何らかの形で制度化されていくことを期待する中で、新しい遠軽地域の特産品が道の駅の完成に向かい注目されていくことと思います。行政として、どのように遠軽産のものを他町村の方々に今後宣伝していくのかお聞きします。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今後の新たな特産品に対するPR、広報をどのようにしていくのかという御質問だと認識しておりますが、例えば経済団体によるホームページへの掲載あるいは物産協会が発行しております物産カタログへの掲載、そしてオホーツク管内でブランド認証制度のものがございまして、そういったところへの出品を促していくと、そういったことを考えております。

以上でございます。

《平成26年12月10日》

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私どもからも、ちょっとお答えさせていただきます。

直接的に補助しているというのは、枝豆等にも直接に補助しているわけです。そういったことも、さっき課長からも説明ありましたけれども、道の認証を受けて遠軽特産品としてやってきたという実績もございますし、それから行政のほうも、例えば小売店で売っているものだけではなくて、特産品というのは、食べ物とかも同じやっぱり特産品になると思うのです。それで、アスパラのもので統一して初めて遠軽で飲食店がやっただとか、そういうのも私たちのほうから会議所をお願いして、必要な経費がかかるなら支援をしますよという形で、そういった形で多々やってきているわけです。こういうやり方というのは、全てにおいてそうですけれども、まちの規模によってもやはり違います。どちらかといえば、小さいところは直接、議員おっしゃるとおり職員も入ってやられるのかもしれませんが、それはやっぱりそのまちの形態によっても違いますので、まちが何か今まで全然関わってきていないのではないかというのを、もしそういうお考えがあれば、それは違うなということをちょっと申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 以上で、秋元議員の質問を終わります。

通告5番、佐藤議員。

○3番（佐藤昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうから2点5項目について質問をさせていただきます。

一つは、（仮称）遠軽豊里インターチェンジ開通を見据えた観光戦略の展開と、当面のコスモス園PRに向けた施策の展開ということであります。

太陽の丘えんがる公園広場コスモス園の今年の入園者数は、オープン以来2番目に少ない数であったことが新聞報道等により明らかになっております。関係者の間でも真剣に、当然にして対策が検討されているところでもありますけれども、インターチェンジを利用したPR、また、道の駅との関連性をどういうふうに持たせていくかなど、将来を見据えたビジョンづくりも必要かというふうに考えております。当面の当然対策も必要と考えます。

その上で、3点についてお伺いいたします。

一つは、（仮称）遠軽豊里インターチェンジのコスモス園PRを意識した名称の在り方、あるいは道の駅の在り方なども含めて、幅広く意見を聞きながら進めるべきと考えます。

二つ目として、当面の対策として車道外測線の左側となっていますけれども、左でも右でもいいのですけれども、何か工夫を凝らし、地図に頼らなくても自然にコスモス園まで行けるような仕組みができないかどうか。

三つ目として、山の斜面に国道からも見えますけれども、太陽の丘の看板が設置をされていますが、もう少し工夫を凝らして、ハリウッドのようなイメージにして設置箇所も複

数にするなどの検討、太陽の丘の登り口にゲートをつくる、あるいはコスモロードマラソンを実施するなど、あらゆる角度から検討してみる必要があるのではないかというふうに考えております。

今申し上げた3点について、まずお伺いしたいと思います。

2番目に、季節労働者対策の新たな展開についてお伺いいたします。

一つ目として、昨年の12月の定例会における私の一般質問で、季節労働者対策として新たな施策を展開する考えはないかという質問に対しまして、最終的に担当課に限らず、農政林務課に関する事業あるいは他町村の事例なども研究をしながら検討すると、そういう答弁がなされておりますが、1年たちまして、研究、検討されたその経過、結果についてまずお伺いをしたいと思います。

二つ目として、この遠軽町は北海道一の森林資源と書いておりますけれども、面積というふうに読み変えていただいてもいいと思いますけれども、有することから、その森林資源を有効に活用した新たな産業掘り起こしと合わせて、その上で季節労働者の雇用拡大に結び付けるようなそういう施策の展開を図っていく考え方はないかどうか、その点についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

佐藤議員からの（仮称）遠軽豊里IC開通を見据えた観光戦略と、当面のコスモ園PRに向けた施策の展開についての御質問にお答えいたします。

1点目の（仮称）遠軽豊里ICのコスモ園PRを意識した名称の在り方、道の駅の在り方など幅広く意見を聞きながら進めるべきではとの御質問ですが、現在、高規格幹線道路旭川紋別自動車道のインターチェンジにつきましては、平成28年度に瀬戸瀬ICが開通し、その後、年度は未定ですが、（仮称）遠軽豊里ICが開通する見込みとなっております。遠軽豊里ICの名称につきましては、網走開発建設部遠軽開発事務所に確認いたしましたところ、利用者にわかりやすいように必ず地域名を入れているようであります。したがって、地域名にプラスして地域の特性を生かした文言を入れることが可能なのか現在確認中でございますので、この点につきましてはお時間をいただきたいと思います。

また、道の駅の在り方につきましては、現段階では具体的な内容は固まっておりませんが、物産の展示販売や観光PRを含めて、関係機関などとも相談させていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

次に、2点目の当面の対策として、車道外測線の左側に何か工夫を凝らし、地図に頼らなくともコスモ園に行けるような仕組みができないかとの御質問にお答えをいたします。この点につきましては、冬期間の降雪の関係から、北海道には余り事例がないとのことですが、公安委員会との協議も必要な事項でもありますので、現在、遠軽開発事務所を通じて確認を行っておりますので御理解をお願い申し上げます。

《平成26年12月10日》

次に、3点目の太陽の丘の看板をハリウッドのようなイメージにし、設置箇所も複数にするなどの検討、太陽の丘に登る入り口にゲートをつくる、コスモスロードマラソンを実施するなど、あらゆる角度から検討してみる必要があるのではないかとの御質問にお答えいたします。

現在、太陽の丘えんがる公園につきましては、えんがる町観光協会や遠軽商工会議所の関係機関と、コスモス園に特化して施設の魅力向上に向けた検討を行っておりますので、今回御提案いただきましたアイデアにつきましては参考意見として承っておきたいと考えております。

次に、季節労働者対策の新たな施策の展開についての御質問にお答えいたします。

1点目の昨年12月の定例会における一般質問の中で、季節労働者対策として他町村の事例なども研究しながら検討したいとの答弁に対する検討結果についてお答えをいたします。前回の御質問につきましては、労働費における委託事業内容をもっと増やすことはできないのかとの趣旨であったと理解しておりますが、まちの予算に計上しているつなぎ雇用としての委託事業では抜本的に生活の向上が図られないと思われまので、あくまでも通年雇用化という点から検討結果について答弁をさせていただきます。

北海道内には43の地域通年雇用促進協議会がございます。各地域協議会におきましては、大枠では同じような取り組みを行っている状況にありますが、その一つ一つの取り組み内容につきましては各地域で多少状況が異なっております。その一つといたしまして、大型免許や大型特殊車両免許の資格取得に対する支援内容についてですが、現在は道費、北海道から来るお金ですね、これを財源といたしまして10万円を限度に10分の3の助成となっておりますが、道内の各地域では独自に補助率を上積みしているところも数多くあります。当協議会におきましては、これまで道費による10分の3の助成金をもって事業を行ってまいりましたが、関係3町での協議によりまして、政策予算として補助率10分の2の独自財源の上積みを行い、合計で10分の5の助成内容とするよう新年度予算に盛り込んでいきたいと考えているところであります。

もう1点は、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的に、雇用促進支援員を雇用している事例がございます。本事例に関しましては、関係3町の認識といたしましては、企業への個別訪問を通じて直接事業主に対する通年雇用への働きかけや各種調査などを行っていくことは必要であるとの共通認識を持っている一方で、実際に雇用するとした場合の人材をどう確保していくのか、また、現在雇用している臨時補助事務職員の取り扱いをどうするのかといった課題もありますことから、雇用促進支援員の雇用については見送りとさせていただいた経過がございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、森林資源を活用した新たな産業掘り起こしにより、季節労働者の雇用拡大に結び付ける施策の展開を図る考えはないかと御質問についてお答えいたします。

遠軽町は、多くの森林面積を有する森林のまちとして、これまで行ってきた林業、林産



業の振興とそれに伴う雇用の確保などの施策を引き続き行うことにより、結果として季節労働者の雇用拡大につながるものと考えております。本来は、林業従事者の就労の長期化・安定化等のため通年雇用に取り組んでいくことでありますので、林業部門において季節労働者に特化した取り組みは今のところ考えておりませんので御理解願います。

また、森林を活用した新たな地域活性化方策については、現在民間企業が木質バイオマスの有効活用のため、生田原地域でチップ工場建設を計画しておりますので、新たな雇用と活性化が図られるものと期待をしております。

今後、まちとして、このような取り組みも含めまして、外部有識者の意見等を聞きながら、本町の森林づくりについて新たな計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） それでは、1番目の①の関係に関わって質問させていただきます。最後に言われておりました道の駅の内容の関係については、今、同僚議員からの質問等にも触れられていましたので、この関係についてはいずれにしても関係団体とも十分協議しながらということが言われておりますので、それはそれで受けておきたいというふうに思います。

その上で、インターチェンジの関係の名称ですけれども、実は私も6月の一般質問でやろうかと思ひまして、開発のほうに一応確認した経緯もございます。中でも、町長から答弁があったような同じようなことが言われておひまして、いずれにしてもカーナビとの関係もあるので、遠軽とわからないようなそういうことにはならないと思いますというようにことは言われておりました。いずれにしても、何がいいのか、これはちょっとわかりません。例えば、コスモス遠軽にするとか、そういったいろいろなことも考えられるのではないかと思いますので、もう少し、例えばそんな考え方を持って、国を、国会議員なども通じて動かしていくとか、そういった考え方はないかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） インターチェンジの名称につきましては、どういう経緯で決まるかとか、誰が決定権を持っているのかというのは御理解いただけたいというふうに思いますが、そういった上で、この名称というのは、この後のハリウッドとかいろいろに関連もしますけれども、こういった話は非常に、ある人はこれがいい、ある人はこれがいいということで、非常に悩ましい問題かと思ひます。こちら辺は、本当に私も何がいいのかもわかりませんし、どういったものが一番遠軽町にとってわかりやすく、町外の人へのPRにも努められるのかも、ちょっと今のところこれといったものはございませんけれども、こういったものほど、やはり私のところにも目安箱もありますから、そういったものもありますし、これは議員の皆様もいろいろな町民の方との関係もあります。そういった中でお

声を寄せていただいた中で、国に対して声を上げていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 関連して、遠軽の（仮称）豊里インターチェンジの話でありましたけれども、昨日来の丸瀬布が素通りされていくというようなことなども昨日の質問の中でも出ておりましたけれども、もう少し加えて言えば、例えばそういうことであれば、もう既に看板が出ていますから、これを変えることは可能かどうかというのはありますけれども、例えば丸瀬布は丸瀬布いこいの森インターにするとか、あるいは白滝は白滝ジオパークインターにするとか、こうしたような考え方はどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、いろいろな考え方はあると思います。ただ、やっぱり今までこの看板ではなくて、この高規格道路については非常に激しいやりとりがありました、国と。そういった中で、今までもう決定されたものをちょっと覆せるかどうかというのは、非常に、開発とまだそういう話をしていませんけれども、そう簡単ではないのかなというふうに今のところ考えているところでございます。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） ぜひ、そんなことも含めて努力をしていただきたいと思います。

2番目の関係でありますけれども、これもいずれにしても警察、簡単にできる話ではないというのは十分わかります。

これは、町民の方から言われたことなのですけれども、先ほども質問の中で言いましたけれども、自然にコスモス園まで導かれるようなそういう仕組みができないのかと、こんなちょっと提言を受けまして、実際にその方が広島の尾道と言っておりましたけれども、しまなみ街道というのがあるのですね。写真を見せてもらったら、私、行ったことないのですけれども、車道外測線左側にありますよね、センターラインがあつて。そのセンターラインの内側に水色の線がずっと、これ国道ですよ、ずっと引っ張ってあるのですよ。ところどころに目的地まで何キロとか、何街道とかと書いてあると、そんなようなこともやっているということなので、これはインターチェンジができなくても、例えば瀬戸瀬から引っ張ることは可能なのだと思うのですけれども、そんなようなこともちょっと提言をされています。それに加えて、例えばそういうふうに引っ張ったラインを、どこに引っ張るかはいろいろあると思いますけれども、例えばその通りに名称を付けるとか、例えばコスモス街道とかコスモスロードとか、こんなような発想にならないかどうか、これらについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの佐藤議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま外測線の付近に何か工夫を凝らして、コスモス園まで誘導することができないのかということでございますが、その工夫の仕方につきましても、他府県のしまなみ海道の事例も御説明をただいま賜りましたけれども、そういったもの含めてちょっと調査をして、まずは第一義的には開発のほうで北海道の無料の高規格道路において、そういったことが本当にできるのかどうかのまず回答を待って、その後でそういった他の事例も含めて、なぜ北海道ができなくて他府県ができるのかとか、そういった調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） ちょっと質問の意味が理解、趣旨がちょっと違って受け取られたと思うのですが、私が言っているのは高規格道路の道路にではなくて、高規格道路の、例えばインターチェンジを出たところからコスモス園まで、遠軽町内の道路をそういうふうに、国道を通るか道道を通るか町道を通るかは別にしても、そういうふうに引っ張っていくことはできないかという質問ですので。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの御質問にお答えします。

高規格道路のインターチェンジを降りてからのお話になりますと、当然、今も現在も3方向からそれぞれコスモス園に入る国道あるいは一部道道を含めまして、その時期に開発から道路使用の占用を受けましてコスモス園誘導案内板を設置しております。ですから、そういったことでは、コスモス園の誘導はインターのほうから直接誘導していくということは十分可能かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） ぜひ、そんなことも含めて検討していただきたくと思います。

それから、3番目以下の関係につきましては、先ほども町長の答弁の中でもありましたけれども、参考意見という形でぜひいろいろな場面でお伝えいただければと思います。そんなことで、取り組んでいただくことが可能かどうかお願いします。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの太陽の丘えんがる公園のさまざまなアイデアについて、参考意見ということで、先ほど町長のほうからの答弁もありましたけれども、いずれにいたしましても、今、太陽の丘全体の中でも、特にコスモス園に集中をして財政的にも運営をしておりますので、まずはそこをどうするのかということで関係機関と協議をしておりますので、本来は太陽の丘全体のビジョンを持って進めるべきというふうな考え方もございますが、選択と集中ということでそこに特化して現在いろいろなことを協議しておりますので、まずはそこから着実に手を付けていきたいということで、そういう協議をしているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） それでは、次に2番目の関係についての質問に移らせていただきます。

るる町長のほうからも答弁がありました。通年雇用促進協議会を通じてということで、大型免許を取得するための支援を10分の3から10分の5にしたという報告をいただきましたので、これはこれで受けておきたいと思えます。

支援員の関係についても言われております。私も過去に関わっておりましたので、そこら辺の状況についてはわかりますので、いずれにしても独自の施策の中でやっていくということについてはなかなか厳しいのかもしれませんが、商工のほうの担当として今時点でもし何か考えているものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

昨年12月の議会のほうで町長答弁にありましており、労働費における委託事業費については年々季節労働者の方々の人数が減っているという背景もありまして、これ以上の増額はしないということで、現状維持ということで御答弁させていただいております。ですので、従来どおり現状維持で行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） わかりました。

労働費の中では出せないということでもありますけれども、なかなか難しいのでしょうか、農政林務課、その他の課に係ることとかも含めて、季節労働者を何らかの形で雇用をするというようなものができないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

労働費以外の、例えば他の課で所管しているさまざまな事業がございます。例えば、一例を申し上げますと、他町村では高齢者、特に独居老人あるいは高齢世帯における除雪という作業がございます。こちらにつきましては、ちょっと担当課のほうに問い合わせたところ、現状、高齢者勤労センターのほうに委託をして、1時間なり短い時間での雇用をやっていただいているという状況であります。したがって、ただいま季節労働者の遠軽地域には受け皿がないものですから、そういった委託事業を取りまとめて実際に雇用していただくという場面がないということで、ちょっとその部分についてもなかなか難しいのかなという、これは担当課の御意見でしたけれども、そういったこともあります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） なかなか厳しい現実というのも私も理解をしておりますので、これ以上言いませんけれども、2番目の関係に触れてちょっと質問をしたいと思えますが、

実は先ほど町長のほうから生田原にバイオマス工場をつくるというふうなお話がありました。それで、実は下川町長の、ちょっと私もお話を聞く機会がありまして、なるほどなというふうに思ったのですけれども、そこも森林資源を有効に活用しながら、50年という長いスパンの中で木質バイオマスを中心とした森林資源の活用という取り組みについて、これはもう町長も御存じだと思いますけれども、やられてきているということで、例えば枝を利用したクリスマスツリーであるとか、あるいは葉っぱを利用した化粧水とか、それから間伐材を利用してキノコの栽培とか、こんなこともやられているということで、公共施設などにも木質バイオマス燃料を活用した電源なり暖房を供給をしているというふうなことで、相当経費削減にもつながっているというそういう話しなどもちょっと聞かせていただきました。そこら辺なども含めて、今後、研究あるいは検討していった上で、季節労働者の雇用なども含めてその中に取り入れていくと、こんなようなことができないかどうか検討してみる必要がないかどうか、これについてちょっと最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今、議員のほうから下川の事例なども伺いましたし、私も下川の町長よく存じておりますし、よくお話をさせていただきます。中身については理解しているつもりでございます。ただ、いろいろそのまちによって形態も違います。下川の場合は、本当にもう山に、林業に特化していると言っても過言ではありませんし、そういった意味では本当に全国のトップを走っているのではないのかなというふうに思っております。そういった意味で、また私のまちに合うものがあれば、それはそのときそのときで、過去からも先ほど来議員おっしゃってました数点については検討もしてきております。やっぱりその都度、例えば財源の問題ですとか、やはり確かに地元のものを使ったり、そういう事業を興したりするのは、非常に地元のを使うという面ではいいのですけれども、やはりその規模だとかそういったものにおいて、果たしてコストがどうなのか、それから長続きするのか、そして私ども広大な森林面積は確かに持っております。ただし、ほとんど国有林ということもございますので、そこら辺をいろいろ考えながら今までどおり、これは今うちのまちに今やったらメリットがあるぞとなれば、これはぼんとやるときもありますし、これはちょっとまだ見ておいたほうがいいのかというふうな、いろいろな状況判断をしながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（佐藤昇君） わかりました。

○議長（前田篤秀君） 以上で、佐藤議員の質問を終わります。

通告6番、岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） —登壇—

私から通告に従って2点、素朴な質問をいたしますが、質問に入る前に二つ目の質問の下から3行目に遠軽町まちづくり基本条例と書いてありますが、言葉が抜けていました。

まちづくり自治、自治という言葉をつけ加えていただければありがたいです。

それでは、1点目に入りますが、新築家屋の水道メーターについて、今年の3月議会で平成18年3月までは町負担で設置されていたものが、4月から突然個人負担になり、その上メーターの減価償却分が含まれた水道料金を払っていることについて質問したところ、最終的には検討するという答弁がありました。その後、どのように検討されたのかを伺います。

2点目に、みんなで進める協働のまちづくり実現のための体制整備をとということで、町長は今年度の施政執行方針の中で、まちづくりを進めるには、住民と行政が情報を共有し協働でまちづくりを進めることが重要だと述べられました。今後予定されている大きな事業について、関係する団体はもちろん、一般町民の理解と納得が大切であると考えます。遠軽町まちづくり自治基本条例に従って、町民が計画、決定、評価に参画できる体制、仕組みを整備すべきだと考えますが、協働の仕組みをどのように考えているのか伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

岩澤議員の1点目の御質問、新築家屋の水道メーターについてにお答えをいたします。

新築家屋の水道メーターの取り扱いにつきましては、合併時の事務統合協議において個人負担として実施してきたところですが、本年3月議会における議員からの一般質問で御指摘を受け、検討するとしたものであります。この間の検討結果として、新築家屋の水道メーターを個人負担とした場合、結果として減価償却を含む水道使用料をいただくことになり、新規水道使用者に負担をかけることになっていることから、新築家屋の水道メーターにつきましては、水道事業者の負担とすることと判断いたしましたので、条例改正等の事務手続などを経て、新年度からの実施に向け今後進めてまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、二つ目の御質問にお答えいたします。

町民が計画、決定、評価に参加できる体制、仕組みを整備すべきとのことですが、事業を進めていく上で町民の皆様の参画は大変重要なことと認識をしております。これまでも、福祉センターの建て替え等の長年の懸案事項でありました大規模な事業につきまして、文化センター等を考える会を設置し、まずは皆さんの考えをお聞きしたところであり、現在策定中の第2次遠軽町総合計画の策定におきましても、町民の方に参画をいただき、計画策定の段階から関わっていただいておりますし、このほかにもアンケートの実施やパブリックコメント手続、地域審議会を初めとした各種審議会による意見反映などの手法により、町民の皆様には参画をいただいているところです。評価につきましても、まちが行っているさまざまな取り組みに対して町民の皆さんがどの程度重要と考えているのか、どのくらい満足をしているのかをアンケート調査し、その結果を今後のまちづくり

《平成26年12月10日》

に反映をさせていただいております。これからも、案件によりますが、町民の皆様、関係機関の方々の考えをお伺いしながら進めていきたいと考えております。

当然ながら、住民意識の向上と参画機会の拡大が重要と考えており、広報や広聴の充実を通じて町民と行政がお互いに情報を共有し、まちづくりを進めることが必要であり、地域の意見や要望を聞き、きめ細やかなまちづくりに反映させるため、地域審議会を初め地域の懇談会、移動町長室等を活用するとともに、型にはまった体制、仕組みについても必要ですが、案件により柔軟な体制により町民意見を聞く機会を設けて進めてまいりたいと考えておりますので御理解を願います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 水道メーターの件についてですが、これまでの水道メーターの新設について、過ちだったということをお認めになられたということで、これは非常にいいことだと思うのです。合併協議の際に、条例は条例としてやられたことはやむを得ないとして、新年度から正しい在り方で対応するというのを決断されたことについては敬意を表したいと思います。

ただ、これまで9年間、新築された方にとっては、メーター代とそれから原価償却費が含まれた水道料金を払われてきたわけですから、その分についてどうするのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） ただいまの議員の質問にお答えします。

合併当時の条例として決めたことでありまして、過去の、過去というか、今後条例を改正して町のほうの負担に新規メーターをするという事になった上で、過去の設置された方に対しての返還ということは考えておりません。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 前の議会で、ちゃちゃワールドの売店の収益の問題で、間違っまちのほうに納めたと、それでその分を返却するということがありました。やっぱり間違っていたということは間違っということ素直に認めることと、それについてのやっぱり訂正、きちんとした応分の責任をとるという必要が町としてはあると思うのですが、これが明らかになったのですから、その辺の対応をちゃんとしたほうがいいと思うのですが。今のところ、振り返ってさかのぼって弁償しないというのですが、これも減価償却分という多分新しい8年後のメーター代だと思うのですが、前回の質問では2万8,000円ぐらいだと思うのですが、その分を返すか、新規に個人で付けていた4万円ほどかかっているというメーター代を返すかということになると思うのですが、それは当然、僕はやっぱり返すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 基本的に、議員おっしゃる間違っという解釈の考え方

なのですが、基本的には合併当時の条例として規定を決めていたわけでありまして、今後それを改めるということで、そういう意味合いからしても過去の差の分というのを返還するということは考えられないということで考えております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 行政の仕組みがそうなっているのかどうか分からないのだけれども、一般的な社会常識としては間違ってたक्सんもらっていたのだから、これはやっぱり返却しますよというのが社会通念上当たり前のことだと思うのですが。その辺、きちんとした理由があって、この9年間、新築された人たちが納得されればいいですよ。その人たちに、きちんとそういうことがあったということはお知らせするのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

---

午前10時54分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 制度の問題ということで、これは私も理解はするけれども納得しないのですが、ここで収めます。

二つ目の、みんなで進める協働のまちづくりということで、町長答弁されました。いろいろな場面で町民の参画をとということで、皆さんの話を聞いてこれから進めるということでした。それは町長が施政執行方針の中で言われた協働のまちづくりというのも、やっぱりまちづくり自治基本条例に沿った基本姿勢だと思うのです。これは当然のことだと思うのですが。先ほど言われた地域懇談会だとか地域審議会だとかということでおっしゃられたのですが、話を聞くということではなくて、私は前回は話したのだけれども、そこに物事を決定する場に参加してもらおうということが僕は非常に大事だと思うのです。いろいろな会があって、審議会があって、いや、まちとして話を聞きましたと。それを聞いて私のほうで決めますというやり方はあるのですが、やっぱりそこで中心になって、主役になって物事を決める場にいるということが、ものすごく町民としては物事に参加した、町政に参加しているという意識になると思うのです。そういう機会を、町長が言われた文化センターを考える会、あれなんかはいい機会だと思うのです、ああいうふうに参加する。特に、これからある大きな事業、例えば目の前には、昨日も話ありましたサッカーグラウンドの件ですね。あれなんかも具体的な中身がまだはっきり見えないのですが、あの中身についてもやっぱり使う当事者も含めてどういうものにしていくかということをしつかりと話し合うということが必要だなと思うのですが、あのサッカーグラウンドについてはそういう話し合う場というのは、町民参加の話し合う場というのは予定されているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。



○町長（佐々木修一君） これは民主主義の在り方の話から、議員も十分御承知のことだとは思いますが、まず我々の基本というのは代議員制をとっているわけですね。それが、イコール議会制民主主義だというふうに思っております。そういった中で、個々の一人一人の意見を直接民主主義をやったら、ある程度大きなところでは話がまとまらないとか、それから今、議員の皆さんそうですけれども、専門家をそういうふうに育てられないとか、つくれないというようないろいろな問題があるのだと思いますけれども、そういった中で我々は今の制度の中でやっているわけです。ですから、基本はあくまでも議会制民主主義をどういうふうにするかと、誰を選ぶのだというのは、これ選挙ですから、選挙を通じて私も皆様もこの場でいろいろまじのこを協議していくのだと思います。ですから、最終的にはここで決めるということが基本になるということは御承知だと思います。そういった意味で、先ほども水道メーターの話もしましたが、これなども私が今そういうふうを考えていますよと、負担を事業者で持ちますというの、これだっただけ、私は今の考えを今表明しただけの話で、これ条例、議決事項ですから、議決事項はまさしくこの場で選ばれた皆さんと私が決めなければいけないのです。これは3月です。どうするか決めていただくことになるのですけれども、簡単に言ったらそういうことだと思います。

そういった中で、住民参画をどう担保していくかということだと思います。そういったことについて、やはりこれは案件によって、先ほど申しておりますけれども、いろいろな場合があるわけです。緊急を要する場合、それから補助金が決まった場合ですとか。ですから、昨日ちょっとお話ししましたかもしれませんが、予算というのは普通は通年予算ですから、当初予算で本来終わるべきものです。それは、やっぱりいろいろな特殊な事情があるでしょうということで補正予算がある。その中で、本来は私どもは議案として提出したら、そこで後は議会の皆様がどういう、会期も決めて案件によって決まるのだというふうになっているのだと思います。

そこで、やっぱり本来議論して、もう決まったものはやっぱりそういうふうに従っていただくし、反対の人は反対の自分の支持者に言ってもいいのしょうけれども、そういったルールというのが大前提にある中でどう担保していくかという、やはり全てものやっっていくわけにもいかない場合もある。これはこれからも出ます。今、これから国の補正予算も大きなものが出るかもしれません。そうしたら、突然すぐやらなければいけないということももちろん出ます。9月の議会でも、金額では相当後々に大きな影響が出るものも出ていたわけです。サッカー場とかグラウンドではなくてもですよ。そういったものもある。全てを全部どこまでかけるのだというのは、やはりこれは不可能なわけですし、我々もどの程度までかけるかによりますけれども、正直言って相当数かけていくとなったら実際に行政は進みません。ですから、今の代議員制というのがあって、我々は責任を持って議論して決めて、後は住民に説明をしていくということだと思います。これが私の基本ですし、私の基本ではなくて、これは法律上の基本だと思いますけれども、そういっ

た中でいろいろな、先ほども言いましたけれども懇談会ですとか地域審議会、そういったものを通じてやっていく。

そして、福祉センターの建て替えについては、あれもお話しましたけれども、もう何十年もかかっていた懸案でした。だからそれはもうかけました。そして時間的にも余裕がありました。だからそういう形で踏ませてもらいましたし、今もう一つやっているのは総合計画ですよ。そういったものもあるし、ほかのいろいろな計画も入ってもらってやっています。ですから、そこら辺はやっぱりそのときそのときで、我々がまちにとって結果として損をしないというのかな、デメリットを与えないようなもので考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 進め方については町長おっしゃるとおりだと思います。ただ、私はやっぱりこのまちづくり自治基本条例、条例ですから、皆さん条例に従って仕事を進めるということなのですが、このまちづくり自治基本条例は、やっぱり全ての町民に共有され遵守される最高規範として、この条例を制定しますというふうにならしているのです。それに従ってやられているとは思いますが、それで、例えば33条には政策決定過程への参画、もちろんこれも頭に入っているとは思いますが、まちは政策の立案、実施、評価等の決定過程に町民が参画できる配慮をしなければならないという規定があるのですが、これに従って今までいろいろなことを、審議会なり何なりをやらされてきたということに理解していいでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 審議会、条例に書いてあるものを、だからどの程度やっていくかというのは、これは現実の問題だと思います。法令もそうですけれども、まさしく条例についてもそうです。だから、私さっきから申し上げておりますのは、それはそのときそのときの、やっているのはあるわけですから、物を見ながらまちにとっていいような最善の方法でやっていくということでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 町長として、責任を持ってまちのためによりよいことをということで、行政の執行されているということはわかります。ただ、今回のサッカー場については、私の周りですよ、町民の皆さんの声の多くは、何で今サッカーグラウンドなのという声が多いのです。その辺が、町長の説明がまだ十分に行き渡っていないというふうに受けとめるのですが、そういうことで町長はいろいろな条件を鑑みて決定して、決意して、こういうことをなされているのだと思うのだけれども、その辺が町民に理解されていない部分があるものだから、そういうことを町民にも十分理解してもらい、納得してもらい、そういう機会の一つとしてそういう場も、私がさっきから言っているような場もやっぱり必要な

のではないかなというふうに思うのです。だから、この条例の、例えば33条の配慮しなければならないということがどの範囲までかということは、確かに町長の判断によると思うのだけれども、できるだけ町民が参画できる、そういう体制をつくるべきだなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ですから、その点につきましては先ほど来から申し上げておりますが、状況によりましてやってきておりますし、今後もそういうつもりでおりますし、住民の方にも議会の皆様方にも私のほうで考えが相当まとまって形として出せるなというような状況が早くできた時点でお出しするということに努めてまいりたいというふうに思っております。

○9番（岩澤武征君） 終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

11時20分まで暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告7番、稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 一登壇一

一般質問通告書に基づきまして、1点質問いたします。

第6期介護保険事業計画の策定に当たってです。

今年6月に地域医療・介護総合確保推進法が成立し、市町村が実施主体である地域支援事業に在宅医療と介護の連携を推進する取り組みや認知症施策を推進する取り組みなどが新たに位置付けられました。

また、要支援者に対する訪問介護と通所介護が市町村の事業に移行することになりました。遠軽町においても、今年行われた日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえながら、第6期の介護保険事業計画を策定中と思われませんが、次の3点についてお伺いいたします。

今後の要支援者や軽度の要介護者、要介護度1、2の方々です、に対する取り組みについての考え方。また、24時間定期巡回・随時対応サービスが始まって既に2年が経過されていますが、いまだに遠軽町では導入されておりません。今後の対応についてお伺いいたします。また、その上で、この計画策定に当たって、先般行われた議会報告会において決められてから説明するのではなくて、計画立案の段階で住民の意見を聞いてほしいという意見が多く出されております。そのことから、住民の声を行政に反映していくためのしっかりしたシステムを構築する考えはあるのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

以上です。

《平成26年12月10日》

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）－登壇－

稲場仁子議員の御質問であります第6期介護保険事業計画の策定についてお答えいたします。

まず、1点目の今後の要支援者や軽度の要介護者に対する取り組みについての考え方についてであります。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行うことを趣旨として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律が制定されました。介護保険法の一部改正の中では、地域支援事業の見直しによって介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護と介護予防通所介護を地域支援事業の中の介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業へ平成27年4月から移行することとされました。本町では、総合事業の実施を猶予し、要支援者の認定有効期間の更新に合わせ、平成29年4月から順次移行するという事で、町内関係団体からの代表者で構成される遠軽町保健医療福祉審議会で審議したところであり、今後実施を猶予するための遠軽町介護保健条例の改正を予定しているところであります。本町におきましても、要支援者及び軽度の要介護者のサービス提供については、法にのっとり事業に取り組まなければなりません。事業の実施に当たっては国の示すガイドラインはもとより、介護サービス事業者等との協議や遠軽町保健医療福祉審議会における審議等を通じて、本町における介護保険制度及び福祉サービスで行われている生活支援サービス等についても検討を行ってまいります。

2点目の24時間定期巡回・随時対応サービスが始まって既に2年が経過していますが、いまだ遠軽町では導入されていないが今後の対応はどの御質問であります。

24時間定期巡回・随時対応サービスは、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うこととして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を平成24年4月に地域密着型サービスとして創設されたものであります。身体介護サービスを中心として、1日に複数回サービスを行うものであり、看護や生活援助サービスについても一体的に提供することから、重度者の在宅生活を支えるサービスとして期待されているところです。このサービスを開設している事業所は、平成26年8月現在において、全国で525事業所、道内では51事業所となっており、認知度が低いことや事業の実態が正確に知られていないこと、随時対応する看護職等従業員の確保などの課題があり、全国的にも普及は進んでいない現状にあります。

遠軽町におきましては、実施を希望する事業者がいらないことから開設する事業所がありませんが、今後の介護報酬改定の状況を鑑み、後期高齢者及び認知症高齢者など医療と介護を必要とする人の増加に対応するため、訪問介護事業所及び訪問看護事業所と協議し、

《平成26年12月10日》

サービスの重要性を周知していきたいと考えております。

3点目の計画の策定に当たって、議会報告会において決めてから説明するのではなく、計画、立案の段階で住民の意見を聞くべきという意見が出されていることから、住民の声を行政に反映していくためのしっかりとしたシステムを構築する考えはないかとの御質問であります。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき作成する市町村介護保険事業計画であり、同時に、老人福祉法20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画と一体的に作成するものであります。第6期介護保険事業計画の作成に当たりましては、市町村における計画づくりを支援するため、厚生労働大臣が定めた介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に則して、平成27年度から29年度までの3年間の事業計画を作成するものであります。基本的な指針におきましては、計画作成のための体制といたしまして、計画作成委員会の開催と被保険者等の意見の反映をさせるために必要な措置を講じるものとされております。遠軽町では、計画作成委員会につきましては、保健医療福祉関係者、公募による住民代表からなる遠軽町保健医療福祉審議会に諮問し、審議の上、答申いただくこととしております。

被保険者の意見を反映するために必要な措置につきましては、本年6月に実施しました日常生活圏域ニーズ調査におきまして、国が定めました調査項目のほかに遠軽町独自の質問項目を加えまして、町内の65歳以上の住民1,600名に調査を実施し、意見を集約したところであります。なお、回収数は1,193名、回収率は74.6%であります。

また、サービス提供者側の意見としましては、遠軽町地域包括支援センターで開催する地域ケア会議の場を活用しまして、介護保険改正の説明を行うとともに介護保険事業者及び医療機関等と協議を行い、各事業所の動向や意見等について聴取をしているところであります。

御質問にありました住民の声を行政に反映していくためのシステムにつきましては、これらの日常生活圏域ニーズ調査による結果及び地域ケア会議の意見を踏まえ、住民の代表からなる遠軽町保健医療福祉審議会に審議していただくことで被保険者の意見を反映させ、27年度からの高齢者保健福祉の推進と介護保険の適切な運営につなげていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） それでは、まず要支援者や軽度の要介護者に対する取り組みということで、もちろん法令に基づいてということなのでしょうけれども、今回ニーズ調査の中で今後の重点施策についてアンケートをとられております。その中で多かったのが、介護施設の整備という部分もございしますが、トップを占めたのが訪問介護の充実、2点目が在宅で介護をする家族に対する支援の充実、そして3点目が医療機関の充実ということになっていました。訪問介護については、今ある程度やられてはおります。また、今後もこ

《平成26年12月10日》

れについては進められていくと思います。今回は、この在宅で介護をする家族に対するケアという部分で少しお尋ねしたいのですけれども、今、支援センターげんき21のほうで相談室などを設けられているようでも、先日の新聞にも介護をしている家族が介護している相手に対して、もう憎しみすら感じているという人が3割にのぼると、そういうような記事もございまして、私も実際経験して、本当に介護される状態になった方は大変だとは思いますが、介護をする周りの人方に対する物理的なケアもそうですけれども、精神的なケアというものが非常に大切だなというのを実感いたしました。それについては、遠軽町としては今どういうふうに考えて、これからどういうふうに進められようとしているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 御質問のほうの、家族の方へのサポートという形でございますが、まず認知症の方に対してのサポートという形では、家族の方だけではございませんが、例えば町内の商店とかスーパーとかの従業員の方を対象という形で、認知症サポーター養成講座というのを実施しておりまして、認知症の方の症状だとかいろいろなことを御理解いただくというような形で取り組んでいただいております。かなりの数、888名の方が、今、認知症サポーターということで登録をいただいております。今後も町内の事業所で計画をしているところでございます。

また、合わせまして最近の取り組みでございますが、介護のほうのケアマネジャーの方たちが中心となりまして、新聞等にも載っていたと思いますが、花の苑のほうで認知症のカフェというようなのを開催いたしまして、家族の介護をしている方のいろいろな御相談に乗ったり、いろいろな取り組み、お話を聞くというような形もやっております。合わせまして、通常の介護保険要介護者、それから要支援者につきましては、ケアマネジャーそれから包括支援センターの担当者が御相談に上がるというような形になっておりますので、そういう方たちを通じながら家族の方たちの相談に乗ったり、ニーズを取り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） これについては本当に深刻な問題だと思いますので、今後さらに積極的な取り組みをしていただきたいと考えております。

また、要介護で軽度の方なのですが、現実的に今特養に入っていらっしゃる方で要介護1の方は少ないのかなと思うのですが、今回の改定で正式と言っていいのでしょうか、はじき出されると言ったら言葉は悪いのですが、入所が難しくなりました。もちろん、特例的に入所を認められる場合もありますけれども、そういう方々に対しては今後どういう取り組みを進めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議員おっしゃるように、確かに今回の法律改正では、特別養護老人ホームの入所につきましては、重たい方、重度の方を対象にするというような

形になっております。ただ、いろいろな御事情がございますので、それだけではないというような形の解釈になっております。あと、軽度の方につきましては、最近有料老人ホーム、それから今年に入りまして民間の事業所でございますが、有料老人ホームに登録した事業者もできておりますし、ほか町内の事業者につきましては、今後も有料老人ホーム等を計画というようなことも私どものほうに情報入っておりますので、そういう物を活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） それで、今、介護をする側の者にとってもそうなのですけれども、この軽度の要介護の方々の部分で、私もショートステイをもっと利用したらというお話をされたことがあるのですけれども、なかなか空きがないと、希望する日にお願ひできないと。地域の遠軽町内で見つからなくて、よそのまちのほうで探していただいたというようなこともあるのですけれども、今後この要支援、要介護1の方々に対応するには、地域密着型の余り大きな特養とまでは言いません。今、高齢者だんだん増えてはきていますけれども、30年という長いスパンで考えれば、逆に高齢者の方が減ってくるという部分では、多額のお金をかけて特養の建設という部分は難しいのかなということを考えますと、小規模な地域密着型の施設というものがデイサービス、ショートステイ、そういう部分を考えてとき必要ではないかと考えますけれども、前回質問した中で旧花の苑の跡についての話も出ておりましたけれども、そちらのほうはまだ決まっていはいないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 旧花の苑の岩見通北6丁目のところでございますが、今まちのほうで建設しまして、デイサービスセンターのほうの運営を花の苑のほうにやっけていただいております。あそこに残っております土地につきましては、花の苑のほうで今後計画をするという形でございますが、花の苑の改築に伴いまして、実は法人のほうの経営のほうもなかなか厳しいというような形、それから建設費につきましてもいろいろな状況がございまして結構かかったというような形で、すぐには取りかかれなくても将来的にはあの土地で何らかのものをやりたいというような形を聞いております。

また、合わせまして、デイサービスセンターに併設してショートステイ、短期入所の建物は残っております。このものの活用につきましては、今後も例えばデイサービスを利用している方がショートステイ、泊まりたいというような形になったときには、そのようなところで利用も考えていきたいというように聞いておりますので、そこら辺を含めて今後、花の苑、浄光会のほうにつきましては、施設整備につきましても今後継続して要請していきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） それでは、2点目の24時間定期巡回・随時対応サービスなのですけれども、町長の御答弁の中にもありましたけれども、なかなか全国的にも普及してい

ない、道内でも、もう本当1割程度だというような報告もあったようです。なかなかこれを遠軽町合併した地域がそれぞれに分かれている中で進めていくのは、非常に財政的にも厳しいのかなという思いはあります。ただ、完全な形でなくても、取り入れられる部分を遠軽町として取り入れていくという部分は考えていかなければいけないと思います。町長、今答弁されていたように、報酬の見直しの方針も出てまいりましたので、ぜひ積極的に取り組むべきと考えますけれども、一番遠軽町で問題になるのは、在宅で過ごすためには、先ほど出ていましたけれども訪問介護ですとか、あと診療の部分ですね、医療機関の充実という部分だけではなくて、在宅診療という部分も必要になってくると思いますが、一番、今、遠軽がこの部分で厳しいのは、丸瀬布の平山先生や生田原診療所も若干やっってはおりますけれども、なかなか全域で在宅での診療というのは進んでいないのかなと、ちょっと遠軽厚生病院にお願いするというのも難しいのであろうとは考えておりますけれども、この分野に関してはどのような方針を持っておられるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） まず、御質問のほうの定期巡回のほうのサービスでございますが、全道の状況でいきますと、先ほど答弁のほうで51という形でございますが、私どもの12市町でございますが、多くが札幌市に32あります。それ以外につきましては、函館市に9つ、それ以外は1か所でございます。この近隣でいきますと、北見市にはございません。そんな状況でございますので、私ども法律改正でこういうものがやっていただける事業者があれば、ぜひ来ていただきたいということで考えておりますけれども、なかなか答弁にあったように職員等の確保が難しいという形になります。

そのほか、この制度ではないのですが、訪問看護ステーション、訪問看護のほうにつきましても基本的に24時間体制というような形となっております。ただ、これにつきましては、医師の指示のもとに訪問するというような形になっておりますが、このところにつきましてもまちのほうで補助を出しながら運営をしていただいているという形でございますので、このような形で継続して続けていきたいと思っております。

○4番（稲場仁子君） 医療の分野に関しても、お聞きしたのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議員がおっしゃったように、在宅医療につきましては、確かにやっているところ、丸瀬布厚生とかそういうところしかございません。私どもとしましても、なかなか手がつけられないという形がありますし、今回の法改正においても認知症のほうのサポーターというのも必要だという形にはなっておりますが、遠紋地域では平山先生しかいないというような現実がございますので、こころ辺につきましても遠紋の保健所が中心になりまして、遠紋地域の全体的な計画等も審議しているという形でございますので、こころ辺と調整をとりながら、なるべくやっていただきたいというような要請を続けていきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。



○4番（稲場仁子君） それで、その点はなかなか進めづらいというのは理解はしております。なるべく積極的に進めていただければと。

それで、在宅の24時間巡回サービス、そこまではいかなくても、在宅で暮らしている方々が何かあったときに、家族の方も含めて何かあったときに、即ステーションなりケアマネナリのところへ連絡をとれるような通信網というのでしょうか、福祉電話とっていいのかどうか、ちょっとその辺は言葉はちょっとわかりませんが、そういうものを活用されていて助かったという例なども見受けられますけれども、遠軽町としてはそういう部分は導入するようなお考えはないのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 御質問のほうでございますが、私のほうではそのような事例というのはちょっと聞いたことはないというのが実感でございます。

まちのほうとしては、要介護者とかでない方につきまして、独居の高齢者でございますが、に対しましては、緊急通報システム等を活用しながら救急時の活用を図っております。また、要介護者、要支援者につきましては、ケアマネジャーのほうには連絡先というのは必ずついておまして、何かありましたらケアマネジャー等のほうに連絡をとるような形ではなっているような形で行っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） これちょっと何か月前の記事なのですけれども、この中でテレビ電話を活用していると、首にペンダント型のブザーをぶら下げていて、それを押すと即ステーションにつながるようになっていて、いちいちダイヤルを回す、今はほとんどプッシュですけれども、番号を押したり、気が動転していたり慌てたりしていると電話番号がとっさに頭に思い浮かばなかったり、押し間違いたりというのもあるのですけれども、それがすごく24時間、夜でもステーションにどなたかがいらちゃって、それを押すことによってすぐそこ連絡がとれるというようなシステムを利用しては、それがとても気持ち的にもそれがあるというだけで少し安心できるというようなお話もありましたけれども、そういうようなシステム、今後検討する考えはございませんか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 先ほども答弁いたしましたけれども、先ほどの緊急通報システム、これにつきましてもモニターはついておりませんが、首かけのペンダントがありまして、それを押せば24時間対応で委託業者のほうに連絡がいきまして、必要があれば救急車、それから協力者のほうにも連絡するというような制度になっております。合わせまして、議員がおっしゃるように定期巡回の随時対応サービス、これのサービス業者になりますと、確かにそういうような24時間対応でオペレーターがいて、看護師等がいて、即事業者の看護師なんかに連絡をとりながらというのができると思いますから、それがまさしく定期巡回・随時対応型サービスというような形になろうかと思っております。ただ、

これをやりますと、なかなか24時間体制という形で行える事業者というのが出てきていただけないというのが現状だと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） 先ほどの緊急通話システムですか、それはどういう範囲で設置されているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 基本的には、おひとり暮らしで身体とかいろいろな不安をお持ちの方という形でいらっしゃいます。機械的には、町のほうで機械をお貸しいたしまして個人負担はございません。24時間対応で、ペンダントと電話機みたいな機械がありますので、何かありましたらそのボタンを押していただくと札幌の委託業者のほうに連絡が入ります。そちらのほうの事業者のほうで、通報の状況に応じまして、この事業には協力員を3名登録していただくのですが、例えば隣近所の方とか息子さん、娘さんたちに連絡を入れて対応できる場合はそういう形になりますし、もしそういう形よりも本当に緊急性が高い場合は、救急車のほうに連絡して搬送というような形もあります。現実には、事業者のほうから毎月報告は来ておりますが、中には年間で数件は緊急通報システムで救急車で運ばれたという方たちもいらっしゃいます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） ひとり暮らしの方が対象ということですがけれども、今現実には老老介護という状況も非常に多く出てきております。ぜひ、ひとり暮らしだけではなく、例えば介護する側も高齢者であるというようなところにも対象を広げるような検討をさせていただきたいと考えますが、いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 済みません、説明が大変少なくて。現実には、御夫婦で、今おっしゃった老老介護というのでしょうか、御夫婦で不安を抱えている方につきましても対応している方が何名かいらっしゃいますし、今後もその家族の状況に応じまして、柔軟に対応できるものは対応していきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） それについてはわかりました。

それで、3番目の住民の声を行政に反映していくためのシステムという部分なのですが、先ほど機せずして町長の答弁の中で地域包括ケアシステムという言葉が出てまいりました。この介護保険事業計画の最終的に目指すところというのは、この地域包括ケアの構築というところなのですけれども、昨年、厚労省のほうでちょっと出した資料の中で、この地域包括ケアシステムについての資料なのですけれども、地域包括ケアシステムは、元来、高齢者に限定されるものではなく、障がい者や子供を含む地域の全ての住民のための仕組みであり、全ての住民の関わりにより実現という一文がございます。今回この

計画の策定に当たって、ニーズ調査やいろいろなそれぞれの審議会ですとかそういうものの中で、当事者の意見ですとか関係者、事業者等々の意見を聞いて取り組んでいるという部分については私も理解しております。ただ、今のこういう地域住民のため、全体のために実現、お年寄りをお年寄りとして区別するのではなくて、例えばお年寄りも子供もみんなが元気で暮らせるまちという部分では、お年寄りの意見だけではなく若い方々の意見とかそういう部分も取り入れていくべきではないかと私は考えています。

今回、九州の小林市を視察した中で、小林市は協働のまちづくりを大きく全面に出していろいろなことに取り組んでおりました。まだ途上とはいいいながら、それぞれの地域に絆という組織をつくりまして、その組織の中には職員を含め自治会であるとかいろいろな団体、スポーツ団体やら何やらいろいろな団体の方々に参加していただいて、地域のことはなるべく地域の中で検討していただいて、その声を行政に反映していこうという部分で取り組みをされていらっしゃるって、すばらしいなと思って帰ってまいりました。

この地域包括ケアシステムという部分では、高齢者だけではなく、そういった部分でいろいろな方の広く意見を聞く必要があると思います。町民アンケートの中でも高齢者対策という部分では載っておりますけれども、そういう部分で今後皆さんの、いろいろな方々の多様な意見を取り入れていくという部分で、もう一度そういうシステムをつくるというような、必ずシステムではなくても、そういう部分が必要だと思いますけれども、町長のお考え方はいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

---

午前11時54分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ただいまの御質問の関係でございますが、今回若い人とかいろいろな世代の町民の方の御意見をという形でございますが、今までもそうですが、先ほど別な答弁でありました総合計画の住民アンケート、これの中でもいろいろな施策的なものが出ております。これにつきましても、今回審議いただいております遠軽町保健医療福祉審議会の委員の皆様には資料として提供させていただきまして、それを見ていただきながら検討をしていただくというような形で考えているところでございます。あと、審議会の皆様につきましては、各団体それから公募の方を含めて参加をいただいているというような状況でございますので、さまざまな立場の方から意見をいただいているというような状況でございます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） ちょっと質問の趣旨がうまく伝わらなかったようで申しわけございません。

先ほど申し上げましたけれども、この地域包括ケアという部分では、高齢者に限らず障がい者や子供を含む地域の全ての住民のための仕組みであるという観点から、今回の6期事業計画についてはともかく、今後、7期、8期、9期と、最終的にはその地域包括ケアというものを目指していくという部分で、今後そういうような部分を町民アンケートのみに限らず、というのは、このニーズ調査も65歳以上の方だけに出されているわけで、多くの町民の方々がこういうものがつくられているということ自体知らないのですよね。そういう部分も含めて、これは今の高齢者だけの問題ではなくて、これからみんな年をとっていくわけですし、小さな子供や障がい者も含めてという部分で、将来に向けてそういう方々の意見も含めた中で進めていくという考えはございませんか。

これで終わりにします。

将来に向けてということです。今回の6期計画については。（発言する者あり）

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 私ども、今、作成しているのは高齢者の介護保険、それから高齢者の福祉計画について御審議をいただいているところでございまして、厚生労働省のほうから出ております改革の内容につきましても、高齢者が住みやすい地域で生活を継続できるように、介護、医療、生活支援、介護予防を充実するというのが地域包括ケアシステム構築の基本的な考えだというふうに私ども聞いておりますし、ただ、先ほども申しましたように、ニーズ調査、確かに65歳以上の方だけ対象でございしますが、今回につきましては、先ほどと重複になりますけれども、総合計画の中の町民アンケート、これにも審議会の皆様に提供させていただきながら審議いただいているというような状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、稲場議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

午前11時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀  
署 名 議 員 佐 藤 昇  
署 名 議 員 阿 部 君 枝

《平成26年12月10日》